

石川県公報

平成 24 年 12 月 27 日 (木曜日)

号 外

(第 88 号)

目 次

規 則		
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (男女共同参画課)	1	石川県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則 (水環境創造課) 16
石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (厚生政策課)	2	鳥獣保護区等に設置する標識に関する条例施行規則 (自然環境課) 16
保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (同)	10	石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則 (水道企業課) 17
病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則 (医療対策課)	12	石川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 18

規 則

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十二号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十号以下「条例」といふ。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐火建築物等とすることを要しない建物)

第二条 条例第十条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(設備の設置等に関する基準)

第三条 条例第十条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

二 居室

イ 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とする。

ハ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直接面して設けること。

ニ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。

三 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

四 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室について常に清潔を保持するために必要な措置を講ずること。

五 その他設備

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四条 条例第十四条の給付金として支払を受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行つたものとする。

- 一 入所者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭等」といふ。)をその他の財産と区分すること。
- 二 入所者に係る金銭等を給付金の支給の趣旨に従つて使用すること。
- 三 入所者に係る金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭等を当該退所者に取得せしめること。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十三号

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則(平成九年石川県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(新設特定道路等に係る基準)

第十三条 条例第三十八条の二第一項の規則で定める基準(以下「新設特定道路基準」といふ。)は、別表第三に定めるとおりとする。

- 2 条例第三十八条の二第二項の規則で定める基準(以下「新設特定公園施設基準」といふ。)は、別表第一の四の表に定める整備基準をもって、その基準とする。
- 3 条例第三十八条の二第三項の規則で定める基準(以下「信号機等基準」といふ。)は、別表第四に定めるとおりとする。

別表第一中「別表第2(第5条関係)」を「別表第2(第5条・第13条関係)」に改め、同表一の表四の項(ア)中「者(以下)の次に「この表から3の表までにおいて」を加え、同表四の表中「係る整備基準」を「係る整備基準・新設特定公園施設基準」に、「整備基準」を「整備基準・新設特定公園施設基準」に改め、同表一の項中「利用する」の次に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下この項において「政令」という。)第3条第1号に規定する」を加え、「1以上は」を「一以上は」に改め、同項ア(イ)中「すりつけ勾配」を「すりつけ勾配」に改め、同項ア(ロ)中「車止めは、柵の間隔を標準90センチメートルで設置し」を「車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は90センチメートル以上とし」に改め、同項ア(ニ)中「縦断勾配」を「縦断勾配」に、「勾配」を「勾配」に改め、同項ア(ハ)中「横断勾配」を「横断勾配」に改め、同項ア(ニ)中「車いす」を「車椅子」に改め、同項ア(ホ)中「すりつけ勾配」を「すりつけ勾配」に改め、同項ア(イ)中「溝敷」を「溝敷」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項ロ(イ)中「縦断勾配」を「縦断勾配」に改め、同項ロ(ハ)中「横断勾配」を「横断勾配」に改め、同項ロに次のものを加える。

- (カ) 表面の仕上げは、平坦で滑りにくいものとする。
- (キ) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- (ク) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチ

ウ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。

(6) 高さ

歩道等の構造は、セミフラット型を原則とすること。ただし、設置場所の沿道状況等からフラット型又はマウントアップ型とすることができる。

(7) 横断歩道

ア 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。

イ 横断歩道には、標識又は信号機及び標示を設けること。

ウ 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くし、その段差は2センチメートルを標準とすること。

エ ウの段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下この表において「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とすること。

オ 横断歩道における中央分離帯と車道との境界部分は、縁石等で区画するものとし、段差を設けないこと。

(8) 車両乗入れ部

(2)にかかわらず、車両乗入れ部のうち(4)イの基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とすること。

(9) 交差点

交差点における歩道等と車道との境界部分の段差は、高齢者、障害者等が円滑に通行できるような構造とすること。

(10) その他

排水溝の蓋は、杖、^{つえ}車椅子等の使用者に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。

2 立体横断施設

(1) 立体横断施設

ア 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下この表において「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けること。

イ 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

ウ イに規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けること。

(2) エレベーター

移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とすること。

ア かの^{のり}内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

イ アの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

ウ かご及び昇降路の出入口の有効幅は、アの基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、イの基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。

エ かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するた

めの鏡を設けること。ただし、イの基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

オ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者とが互いに視覚的に確認できる構造とすること。

カ かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下この表において同じ。）を設けること。

キ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

ク かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

ケ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

サ かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

シ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。

ス 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(3) 傾斜路

移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 二段式の手すりを両側に設けること。

オ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

カ 路面は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、その存在を容易に識別できるものとする

ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。

コ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(4) エスカレーター

移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とすること。

ア 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、踏み段相互の境界を容易に識別できるものとすること。

オ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとすること。

カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

キ 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

ク 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。

ケ 複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられている場合においては、そのうち一のエスカレーターについてキ及びクの基準に適合することで足りる。

(5) 通路

移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

イ 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。

ウ 二段式の手すりを両側に設けること。

エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

オ 路面は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(6) 階段

移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

イ 二段式の手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

オ 踏面は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとすること。

キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

ク 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入

	<p>を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。</p> <p>サ 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
<p>3 乗合自動車停留所</p>	<p>(1) 高さ 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) ベンチ及び上屋 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>4 自動車駐車場</p>	<p>(1) 障害者用駐車施設 ア 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下この表において「障害者用駐車施設」という。）を設けること。 イ 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。 ウ 障害者用駐車施設は、次に定める構造とすること。 （ア）駐車場の出入口、便所等に可能な限り近くに配置する等、車椅子使用者にとって最も利便性が高い場所に設けること。 （イ）有効幅は、3.5メートル以上とすること。 （ウ）障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 障害者用停車施設 ア 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下この表において「障害者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 イ 障害者用停車施設は、次に定める構造とすること。 （ア）駐車場の出入口、便所等に可能な限り近くに配置する等、車椅子使用者にとって最も利便性が高い場所に設けること。 （イ）車両への乗降のために供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乘降できる構造とすること。 （ウ）障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 出入口 ア 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。 （ア）有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。 （イ）（ア）にかかわらず、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 （ウ）戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあっては自動的に</p>

開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(エ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

イ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。

ウ 直接地上へ通ずる出入口には、出入りの際、風雨、雪等の影響をできるだけ少なくするため、屋根、車寄せ上屋等を設けること。

(4) 通路

障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 路面は、平坦で滑りにくい仕上げとすること。

(5) エレベーター

ア 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

イ アのエレベーターのうち一以上のエレベーターは、(3)の出入口に近接して設けること。

ウ アのエレベーター（イのエレベーターを除く。）については、2の項(2)アからエまでと同様とすること。

エ イのエレベーターについては、2の項(2)と同様とすること。

(6) 傾斜路

(5)アただし書の傾斜路については、2の項(3)と同様とすること。

(7) 階段

自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造については、2の項(6)と同様とすること。

(8) 屋根

屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び(4)の通路には、屋根を設けるものとする。

(9) 便所

ア 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とすること。

(ア) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

(イ) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(ウ) 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

(エ) (ウ)の小便器には、両側に手すりを適切に設けること。

イ 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、アの基準のほか、次の基準のいずれかに適合すること。

(ア) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。

(イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有すること。

- ウ イ(ア)の便房を設ける便所は、次に定める構造とすること。
- (ア) (4)の通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、(4)アからウまでと同様とするほか、次のとおりとすること。
- a 戸を設ける場合は、次のとおりとすること。
- (a) 幅は90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- (b) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- b 照明施設を設けること。
- (イ) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (ウ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (エ) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。
- (オ) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
- a 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (カ) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
- エ イ(ア)の便房は、次に定める構造とすること。
- (ア) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (イ) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する標識を設けること。
- (ウ) 腰掛便座及び手すりを設けること。
- (エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。
- オ エの便房については、ウ(イ)、(オ)及び(カ)と同様とすること。
- カ イ(イ)の基準に適合する便所については、ウ(ア)から(ウ)まで、(オ)及び(カ)並びにエ(イ)から(エ)までと同様とすること。

5 その他施設等

- (1) 案内標識
- ア 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。
- イ アの案内標識は、明度差があり、大きくてわかりやすい文字又は記号で表示すること。
- ウ アの案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- (2) 視覚障害者誘導用ブロック
- ア 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- イ 視覚障害者誘導用ブロックの材料には、耐久性及び耐摩耗性に優れたものを用いること。
- ウ 視覚障害者誘導用ブロックは、周囲の部材と対比することができる色調及び明度のものとする。
- エ 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- (3) 休憩施設

	<p>歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 照明施設</p> <p>ア 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 防雪施設</p> <p>歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。</p>
--	--

別表第 4 (第13条関係)

区 分	信 号 機 等 基 準
1 信号機	<p>次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であること。</p> <p>ア 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下この表において「歩行者用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>(イ) 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの</p> <p>(ウ) 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの</p> <p>イ 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両(交差点において既に左折又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>
2 道路標識	<p>反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であること。</p>
3 道路標示	<p>次のいずれかに掲げる道路標示であること。</p> <p>ア 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示</p> <p>イ 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの</p>

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

保護施設等の設備及び運用に関する基準を定める条例施行規則を1112の公告する。

平成二十四年十一月十七日

石川県規則第四十四号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十二号。以下「条例」といふ。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐火建築物等とすることを要しない建物)

第二条 条例第十一条第二項（条例第十二条及び第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(救護施設の設備の設置等に関する基準)

第三条 条例第十一条第四項（条例第十二条において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とすること。
- ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。
- ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ホ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- ヘ 必要に応じ、常時の介護を要する者を入所させる居室を設けること。この場合において当該居室は、原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

二 静養室

- イ 医務室又は介護職員室に近接して設けること。
- ロ 前号ロ及びニからくまでと同様とすること。

三 洗面所

居室のある階ごとに設けること。

四 便所

居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

五 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

六 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 介護職員室

居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

八 その他設備

- イ 廊下の幅は、一・三五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
- ロ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- ハ 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(救護施設の職員の配置等に関する基準)

第四条 条例第十三条第二項の規則で定める基準は、生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数を、おおむね、入所者の数を五・四で除して得た数以上とすることとする。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第五條 条例第十八條(条例第二十四條において準用する場合を含む。)の給付金として支払を受けた金銭の管理は、次に定めるところにより行つたものとする。

- 一 入所者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭等」といふ。)をその他の財産と区分すること。
- 二 入所者に係る金銭等を給付金の支給の趣旨に従つて使用すること。
- 三 入所者に係る金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭等を当該退所者に取得させること。

(更生施設の設備の設置等に関する基準)

第六條 条例第二十條第三項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- 一 居室 第三條第一号(くを除く。)と同様とする。
- 二 静養室 第三條第二号と同様とする。
- 三 洗面所 第三條第三号と同様とする。
- 四 便所 第三條第四号と同様とする。
- 五 医務室 第三條第五号と同様とする。
- 六 作業室又は作業場 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設ける。
- 七 調理室 第三條第六号と同様とする。
- 八 その他設備 第三條第八号と同様とする。

(更生施設の職員の配置等に関する基準)

第七條 条例第二十一條第二項の規則で定める基準は、生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数を、入所人員が百五十人以下の施設にあつては六人以上、入所人員が百五十人を超える施設にあつては六人に百五十人を超える部分四十人につき一人を加えた数以上とすることとする。

(授産施設の設備の設置等に関する基準)

第八條 条例第二十六條第二項(条例第三十一條において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 作業室
 - イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備える。
 - ロ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設ける。
- 二 便所 男子用と女子用を別に設ける。

(宿所提供施設の設備の設置等に関する基準)

第九條 条例第三十三條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、一以上の世帯に利用させてはならない。
 - ロ 第三條第一号(くを除く。)と同様とする。
- 二 炊事設備

火器を使用する部分は、不燃材料を用いる。
- 三 その他設備

第三條第八号イ及びロと同様とする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 四 十 五 号

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一條 この規則は、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十

号。以下「条例」といふ。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(既存病床数等の補正)

第二条 条例第二条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号)第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に、次の算式により算定した数(当該算定した数が〇・〇五以下であるときは〇)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数

当該病床の利用者の数

- 二 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。
 - 三 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。
 - 四 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。
 - 五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。)については、既存の病床の数に算定しないこと。
- 2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。
- 3 当該申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

(病院の従業員の員数)

第三条 条例第五条の規定による従業員の員数は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十で除して得た数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十で除して得た数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五で除し

て得た数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)

- 一 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三で除して得た数とを加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が二十又はその端数を増すことに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。
 - 三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一
 - 四 栄養士 病床数以上の病院にあつては、一
 - 五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適當数
 - 六 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実情に応じた適當数
- 2 前項第一号から第三号までの入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

(病院の施設)

第四条 条例第六条第二項の規則で定める構造設備は、次のとおりとする。

- 一 消毒施設及び洗濯施設(医療法(昭和三十二年法律第百五号)第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)

蒸気、ガス若しくは薬品を用い、又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと(消毒施設を有する病院に限る。)
- 二 談話室

療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
- 三 食堂

内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- 四 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

(療養病床を有する診療所の従業者の員数)

第五条 条例第七条の規定による従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一
 - 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一
 - 三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数
- 2 前項第一号及び第二号の入院患者の数については、第三条第二項の規定を準用する。

(療養病床を有する診療所の施設)

第六条 条例第八条第二項の規則で定める構造設備については、第四条第二号から第四号までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(みなし既存病床数に関する経過措置)

- 2 平成十二年四月一日以後に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設(以下「平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。)及び平成三年六月二十六日以後に介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十四条の規定による改正前の老人保健法(昭和三十七年法律第八十号)第四十六の六の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であつて介護保険法施行法第八条第一項の規定により介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設(以下「平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。)の入所定員(入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。)については、当分の間、第二條第一項第三号の規定は適用しない。
- 3 前項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百十九号)による改正後の医

療養施設施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十第一号の規定により療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定したときは、平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。

- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)附則第十三条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員(同条の転換に係る部分に限る。)については、当該転換を行った日から同日以後最初に医療法施行規則第三十条の三十第一号の規定により療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、附則第二項の規定にかかわらず、第二条第一項第三号中「入所定員数に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

(転換病床を有する病院の人員に関する経過措置)

- 5 条例附則第五項の病院に適用される看護師及び准看護師の員数は、次に掲げる数を合算して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すことに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

- 一 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を六で除して得た数
- 二 転換病床に係る病室の入院患者の数を九で除して得た数
- 三 精神病床(転換病床を除く。)及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数
- 四 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三で除して得た数

- 6 条例附則第五項の病院に適用される看護補助者の員数は、療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を六で除して得た数と、転換病床(療養病床に係るものに限る。)に係る病室の入院患者の数を九で除して得た数に二を乗じて得た数を加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)とする。

(精神病床を有する病院の人員に関する経過措置)

- 7 精神病床を有する病院(医療法施行規則第四十三条の二に規定するものを除く。)については、当分の間、第三条第一項第三号中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。)を精神病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。)から減じた数を看護補助者と」とする。

(特定介護療養型医療施設等である療養病床を有する病院の人員に関する経過措置)

- 8 条例附則第六項の病院に適用される看護師等の員数は、次の各号に掲げる看護師等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 看護師又は准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六で除して得た数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四で除して得た数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を三で除して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すことに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

- 二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一

(療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置)

- 9 条例附則第八項の規定による従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すことに一。ただし、そのうちの二については、看護師又は准看護師とする。

- 二 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当数

(特定介護療養型医療施設等である療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置)

- 10 条例附則第九項の診療所に適用される看護師等の員数は、次の各号に掲げる看護師等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一

- 一 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すことに
- 11 条例附則第十項の診療所に適用される看護師等の員数は、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すことに（そのうちの二については、看護師又は准看護師）とする。
(読替え)
- 12 この規則の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間における第二條第一項第一号の規定の適用については、同号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とあるのは、「障害者自立支援法」とする。

石川県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十六号

石川県流域下水道条例施行規則の一部を改正する規則

石川県流域下水道条例施行規則（平成十七年石川県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四條を第五條とし、第三條の次に次の一條を加える。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第四條 条例別表の一の項八の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

- 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
 - 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六條に規定する基準
 - ロ 大腸菌が検出されないこと
 - ハ 濁度が二度以下であること
 - 三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、知事が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

鳥獣保護区等に設置する標識に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十七号

鳥獣保護区等に設置する標識に関する条例施行規則

(趣旨)

第一條 この規則は、鳥獣保護区等に設置する標識に関する条例（平成二十四年石川県条例第六十四号、以下「条例」といふ。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(標識)

第二條 条例第二條の規則で定める標識の寸法は、次の表の上欄に掲げる標識の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、制札の寸法については、既存の工作物を利用して効果的に制札を設置することができる場合であつて、当該制札を容易に視認することができるときは、この限りでない。

<p>一 指定猟法禁止区域に設置する標識</p>	<p>制札の寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定猟法禁止区域である旨を表記する部分は、一辺三十センチメートル以上とする。</p> <p>(2) 指定猟法の種類を表記する部分以外の部分は、立木竹等に固定される場合にあつては地上百五十センチメートル以上の場所で固定させ</p>
--------------------------	---

	支柱を用いる場合にあつては当該支柱の地上部分の長さを八十センチメートル以上とする。い。
一 鳥獣保護区に設置する標識	イ 標柱の寸法は、地上二百センチメートル以上、太さ一辺九センチメートル以上とする。い。 ロ 制札の寸法は、次のとおりとする。 (1) 縦三十六センチメートル以上、横四十五センチメートル以上とする。い。 (2) 支柱の地上部分の長さを百五十センチメートル以上、支柱の太さを一辺七センチメートル以上とする。い。ただし、支柱の太さについては、鉄材等を使用する場合であつて、太さ一辺七センチメートル以上の木材を使用する場合と同程度以上の強度を有するときは、この限りでない。
二 特別保護地区に設置する標識	イ 標柱の寸法は、一の項イと同様とする。い。 ロ 制札の寸法は、一の項ロと同様とする。い。
四 休漁区に設置する標識	イ 標柱の寸法は、地上百二十センチメートル以上、太さ一辺九センチメートル以上とする。い。 ロ 制札の寸法は、次のとおりとする。 (1) 一辺三十センチメートル以上とする。い。 (2) 立木竹等に固定される場合にあつては地上百五十センチメートル以上の場所で固定させ、支柱を用いる場合にあつては当該支柱の地上部分の長さを八十センチメートル以上とする。い。
五 特定猟具使用禁止区域に設置する標識	イ 標柱の寸法は、一の項イと同様とする。い。 ロ 制札の寸法は、一の項ロと同様とする。い。
六 特定猟具使用制限区域に設置する標識	制札の寸法は、四の項ロと同様とする。い。
七 特別保護指定区域に設置する標識	制札の寸法は、次のとおりとする。 (1) 縦七十センチメートル以上、横九十センチメートル以上とする。い。 (2) 支柱の地上部分の長さを百五十センチメートル以上とする。い。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十八号

石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(布設工事監督者の資格)

第二条 条例第三条第六号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- 一 条例第三条第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第一号の卒業者にあつては一年以上、同条第二号の卒業者にあつては一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 外国の学校において、条例第三条第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号

に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経歴年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第一次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限り。)であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第三条 条例第四条第四号の規則で定める者は、次のとおりとする。

一 条例第三条第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第一号に規定する学校の卒業者にあつては五年以上、同条第三号に規定する学校の卒業者にあつては七年以上、同条第四号に規定する学校の卒業者にあつては九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、条例第四条第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者として規定する最低経歴年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四十九号

石川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

石川県営住宅条例施行規則(昭和五十九年石川県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

(整備基準)

第一条の二 条例第三条の二第四項の規則で定める基準であつて県営住宅及び共同施設の敷地(以下「敷地」といふ。)に関するものは、次のとおりとする。

一 敷地の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購置その他人居住者の日常生活の利便を考慮して選定すること。

二 敷地が、地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずること。

三 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けること。

2 条例第三条の二第四項の規則で定める基準であつて県営住宅に関するものは、次のとおりとする。

一 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とすること。

二 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずること。

三 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずること。

四 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずること。

五 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいつ。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の気化の軽減を適切に図るための措置を講ずること。

六 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずること。

七 県営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、二十五平方メートル

以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

八 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備、浴室及びテレビジョン受信の設備を設ける。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

九 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずること。

十 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずること。

十一 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずること。

十二 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設ける。この場合においては、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないよう考慮すること。

3 条例第三条の二第四項の規則で定める基準であつて共同施設に関するものは、次のとおりとする。

一 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。

二 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。

三 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するよう考慮すること。

四 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置すること。

五 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けること。

(入居者の資格)

第一条の三 条例第六条第三項第一号イの規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に規定する一級から四級までのいずれかに該当する程度

二 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度

三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

2 条例第六条第三項第一号ロの規則で定める障害の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二に規定する特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三に規定する第一款症とする。

3 条例第六条第四項第二号の規則で定める障害の程度については、第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「一級又は二級」とあるのは、「一級から三級までのいずれか」と読み替えるものとする。

第二条第二項中「第六条第二号」を「第六条第一項第二号」に改める。

第四条第一号イ中「(昭和二十五年厚生省令第十五号)」を削り、同号ロ中「(大正十二年法律第四十八号)」を削り、「又は」の下に「同法」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

